

三言二拍と善書

小川陽一

明代末期には多くの白話短篇小説集が出版された。その所収作品の成立時期は、南宋から明末にわたるが、時代が降るほど作品の數は多くなると見られている。一方、この明・清の時代には善書が廣く流行し、とくに明末・清初は、その最盛期であったといわれる。⁽¹⁾ この明代白話短篇小説の讀者は、一部の知識人を含む廣範な讀書能力をもつ人であつたと推測され、善書もまた士大夫から庶民に及ぶ廣範な層を對象としていた。

このように、明代白話短篇小説と善書は、その流行の時期と對象が、同一ないしは近かつたと考えられる。だとすれば、この兩者の間には關係があるのでないか。以下、「三言二拍」を中心にして、明代白話短篇小説に見られる善書の反映、および明代白話短篇小説と善書との關係を明かにしようとするものである。

「三言二拍」と善書の關係は、作品内容の検討に入る前に、まずその序文や書店の廣告までいの識語を見ることによって豫想することができる。明の金陵兼善堂本『警世通言』⁽²⁾の無礙居士の序には、『通言』所收の作品は「ほとんどみな僧家が因果で法を説き世人を濟度する語」であると言ひ、同書の扉に掲げられた兼善堂の識語に、『通言』所收の作品は「全てみな警世勸俗の語で、木鐸老人の意向に近く、そのため太上老君も評價して下さるであろう」と言つてゐる。

小説を作る人々のこのよだな意識や姿勢は、『國色天香』卷四上層「規範執中」に、「太上感應篇」「感應篇跋」「玄天上帝垂誠文」「玄天上帝垂訓文」「陰德延壽論」、同卷五上層「名儒遺範」に、「陸放翁家訓」「訓善錄」「莫闕氣詞」「擇交與」「袁氏世範」「諭俗編」「甘泉先生家訓」「廣德錄」「修女則」「廣陰德」「陸象山家訓」「風節行」など、各種の善書・勸戒書・家訓を掲載しているところにも、具體的に表わされているということができよう。

そしてこのことは小説の題材にも現われている。「三言二拍」と善書が同一（ないし類似）の題材を用いていく例が多く指摘できるからである。たとえば『警世通言』（古今小説）卷三十四「李公子救蛇獲稱心」の入話——楚の孫叔敖が兩頭の蛇を見つけ、殺して埋めた陰徳で宰相にまで昇ったという話は、『太平廣記』卷一一七「孫叔敖」（引『賈子』）に見えるほか、多くの善書に引かれている。『文昌帝君陰隲文』⁽³⁾には「埋蛇享宰相之榮」と見え、明の鄭瑄『昨非菴日纂』卷三「種德」・明の張瑞圖の校になる『日記故事大全』卷六「執德類」・明

の鄭廸光『勸戒全書⁽⁹⁾』卷十一『思省集』・清の無名氏『陰陽文圖說⁽¹⁰⁾』元卷などに收められている。また『醒世恒言』卷一の正文——南唐の江州德化縣の知事鍾離義は娘の陪嫁に買つた下女月香が、かつて同縣の知事だった王璧の娘であると知ると、自分の娘として實の娘よりも先に嫁がせた、という話である。これは宋の魏泰の『東軒筆錄』卷一に見え、明の王折『稗史彙編』卷二十一・明の毛先舒『南唐拾遺記』に引かれているが、これまた多くの善書に收められている。宋の李元綱『厚德錄』・明の吳敬所『國色天香』卷五上層所引『廣陰德』・『昨非菴日纂』卷三「種德」・『日記故事大全』卷六「德報類」・『勸戒全書』卷七『祈榮方』・『文昌帝君陰陽文註案』『憫人之孤』案第二話などに見出すことができる。このように「三言二拍」所收作品と善書が同一題材を用いている例は、篇末「付表」に示したように、「三言二拍」所收作品二百篇(嚴密には一九九篇)中、二十四篇について指摘することができる。

—

「孝順父母、尊敬長上……」のいわゆる聖諭六言の小説への浸透として、『晉代許旌陽得道擒蛟鐵樹記』の第八回に聖諭が引かれていることがつとに指摘されているが、聖諭や善書の小説への浸透を、このような形で指摘しようとするならば、より顯著な例を少なからず見出しができる。

『石點頭』卷六「乞丐婦重配鸞鵠」には、木鐸老人が聖諭を唱えながら村道をめぐり歩く場面があるし、更にヒロインの女乞食が鼓板を持って蓮華落や郎興の歌を歌つてかどづけをし、ある村で聽衆から求められて、「六言歌」の各句を、身の上に託して敷衍し解説して歌う

場面がある。聖諭が天下り的教訓としてでなく、民衆の日常的な娛樂の域にまで浸透していた様子を見ることができよう。また『西湖二集』卷三十「馬神仙騎龍昇天」には、馬自然が人々に「太上感應篇を讀め」と説く場面がある。同卷では、馬自然を唐の大中十年に上仙したとするから、その馬自然が南宋時代に成立したとされる「太上感應篇」を人々に勧めたというのは時代錯誤であるが、そこにこそ小説の作者の「太上感應篇」を強調しようとする意圖を見ることができるであろう。

善書、とくに功過格が直接的に作品に投影している例としては、『初刻拍案驚奇』卷三十五「訴窮漢暫掌別人錢、看財奴才買冤家主』を指摘することができる。この作品の最初の部分に、貧乏人の賈仁が東嶽廟で金持してくれるよう神に祈願して次のように言う場面がある。「私がほんの少しでも富貴になりましたなら、ときどき坊さんにお齋やお布施をし、寺や塔を建て、橋や道を補修し、孤兒寡婦を憐み、老人貧者を敬憐いたしますから、上帝さま、どうか憐んで下さい」。これを聞いた靈派侯が憐んで、賈仁の福祿を調査させたところ増福神が次のように報告した。「この人は前生で天地を敬わず、父母に不孝、僧や佛を毀謗し、生命を殺害し、淨水をまきちらし、五穀を粗末にしたので、今生では凍死餓死の運命でございます」と。この兩者の言葉と同一ないし同内容の表現を、善書・功過格について求めるところになる。使用した善書・功過格は次の四種である。

○『太上感應篇』・『丹桂籍』所收本、略號「感」 ○『文昌帝君陰陽文』同前、略號「陰」 ○『太微仙君功過格』内閣文庫本『勸戒全書』卷二陳成卿輯『功過格』所收本、略號「功」 ○『自知錄』東大東洋文化研究所藏、明萬曆三十三年株宏編、元祿十四年維東獅子谷

升蓮社刊和刻本、略號「自」

〔初刻卷三十五〕 話說賈仁心中不伏氣、每日得閒空、便走到東嶽廟中苦訴神靈道、「小人賈仁特來禱告、小人想有那等騎鞍壓馬、穿羅著錦、吃好的、用好的、他也是世人。我賈仁也是一世人、偏我衣不遮身、食不充口、燒地眠、炙地臥、兀的不窮殺了小人。小人但有些小富貴、也時⁽¹⁾齊僧佈施、蓋⁽²⁾寺建塔、修橋補路、惜孤念寡、敬老憐貧、上聖可憐見咱。」日日如此、真是精誠之極、有感必通。果然被他哀告不過、感動起來。⁽³⁾一日禱告畢、睡倒在廊簷下、一靈兒被殿前靈派侯攝去、問他終日埋天怨地的緣故。賈仁把前言再述一遍、哀求不已。靈派侯也有些憐他、喚那增福神查他衣祿食祿、⁽⁴⁾有無多寡之數。增福神查了回覆道、「此人前生不敬天地、⁽⁵⁾不孝父母、⁽⁶⁾毀僧謗佛、⁽⁷⁾殺生害命、⁽⁸⁾拋撒淨水、⁽⁹⁾作賤五穀、今世當受凍餓而死。」

(1) 不敬天地。〔陰缺文〕 敬畏上天。
(2) 不孝父母。〔陰〕 忠主孝親、敬兄信友。〔功〕 事父母、失敬失養、一日爲一過。
(3) 事父母失敬失養一事爲一過。
(4) 毀僧謗佛。〔自〕 以言謗斥佛菩薩羅漢一言爲五過。
(5) 殺生害命。〔感〕 昆幼草木猶不可傷。射飛逐走、發熱驚棲、填穴覆巢、傷胎破卵。〔陰〕 或買物而放生、或持齋而戒殺。〔功〕 殺有力報人之畜、一命爲二十過、殺無力報人之畜、一命爲十過、殺微命、一命爲一過、殺極微命、十命爲一過、殺害人之物、一命一過、爲入藥而害物命者減半。傷胎破卵填穴覆巢者同論。〔自〕 故殺傷人一命爲百過、傷而不死爲八十過、使人殺者同論。故殺有力報人之畜一命爲二十過、誤殺爲五過、故殺無力報人之畜一命爲十過、誤殺爲二過、故殺微畜一命爲一過、誤殺十命爲一過、故殺極微畜十命爲一過、誤殺二十命爲一過。使人殺者同論。……

(1) 齋僧佈施。〔自〕 飯僧因其來乞而與者三僧爲一善、延請至家者二僧爲一善、送供到寺者一僧爲一善、若盡誠盡敬者一僧爲五善、再三苦求而後與者非善。
(2) 蓋寺建塔。〔陰〕 印造經文、創修寺院。〔功〕 建修廟宇寺院供器、及裝造寶像、施香油燈燭等、所費百錢爲一功。〔自〕 建立三寶寺院菴觀及床座供器等所費百錢爲一善。
(3) 修橋補路。〔陰〕 除當途之瓦石、修數百年崎嶇之路、造千萬來往之橋。〔功〕 平治道途高下、身親任勞者、一日爲十功、所費百錢爲一功。凡修造橋梁渡船涼亭義井等俱同論。若倡始建造者倍論。〔自〕 平治道路險阻泥淖所費百錢爲一善、開掘義井修建涼亭造橋梁渡船等俱同論、若受賄者非善。
(4) 惜孤念寡、敬老憐貧。〔感〕 眇孤恤寡、敬老懷幼。〔陰〕 眇孤恤

家債主。雜劇に據ったもので、賈仁と増福神の言葉も、ほとんどそのまま、第一折の白に見出すことができる。だから小説のこの部分は、

凌蒙初によつて直接善書や善書的思想にもとづいて書かれたというものではないが、しかしそれでも、そこに善書の反映・投影があることにはかわりない。

『石點頭』第七卷「感恩鬼三古傳題旨」の最初の部分に次のように言うのも善書の直接的な反映・投影の例といえよう。

「今日、好善というときには、専ら造佛齋僧をいうけれど、佛が西天竺の生れで、中國人に旃檀で像を作ってくれることを要求はしないということをご存知ない。そもそも雲遊の僧道は龍蛇混淆で酒食を貪り、財を奪い人を殺し、強盜より十倍も悪い奴さえいる。そいつらが一様に仲間を組んで遊方しているが、こんな坊主どもに齋を施すのが行善だとはとんでもない。だからほんとうに修行の道を心得ている者は、人の飢寒を救い、人の仇怨を解いてやり、人の過失を隠してやるのである。貧乏人が死んで棺材がないと棺材を施してやる。荒野で屍骸が野ざらしなっていると、集めて埋葬してやる。これに次ぐのが、橋梁を修建し、道路を補修することである。これこそ今日の善事といふものだ」

在今人說好善、不過是造佛齋僧。但不知佛生於西天竺、那要人旃檀紹塑。若是雲遊僧道、龍蛇混淆、還有飲酒貪淫、劫財害命、勝於強盜十倍者。一般結伙遊方、難道齋了這樣和尚、便叫做行善。所以會修行者、救人飢寒、解人仇怨、隱諱人過失。遇窮人死不能殮者、捨棺木。或見荒郊野水、死骸暴露、收撈埋葬。又次一等、修建橋梁、補葺道路、這都是現在好事。

(イ) 造佛齋僧 造佛については、「功」前出、「自」造三寶尊像所費百錢爲一善。

(ロ) 救人飢寒 「陰」措衣食、周道路之飢寒。「功」濟饑一人爲一功、

濟渴十人爲一功、濟寒凍人、煖室一宿爲一功、綿衣一件爲二功。
 (ハ) 濟饑人一食爲一善、渴人十飲爲一善、濟寒凍人煖室一宵爲一善、綿衣一件爲二善。

(イ) 解人仇怨 「陰缺文」諸和宗族、解釋冤怨。

(ロ) 隱諱人過失 「感」不彰人短、不銜己長。蔽人之善、形人之醜。

〔陰缺文〕餽人責」掩人之非。「功」隱人惡、揚人善、一事爲一功、見傳播人惡、勸而止之、爲二功。「自」揚人善一事爲一善、隱人惡一事爲一善、見傳播人惡者勸而止之爲五善。

(ハ) 遇窮人死不能殮者、捨棺木 「陰」施棺槨、免屍骸之暴露。「功」施棺費百錢爲一功。「自」死不能殮施與棺木所費百錢爲一善。

(ロ) 見荒郊野水、死骸暴露、收撈埋葬 「陰」前出 「功」葬無主之骨、一人爲十功、施地與無墳墓家、一人爲三十功、置造義塚、所費百錢爲一功。「自」葬無之骨一人爲十善、葬無主之屍一人爲二十善、施地與無墳墓家葬一人爲三十善。若令辦租稅者非善、置義塚所費百錢爲一善。

(イ) 修建橋梁 前出

(ロ) 補葺道路 前出

このような例は『恒言』卷二十六・三十七などにも指摘できる。

以上『初刻』卷三十五と『石點頭』第七回について行った指摘により、そこに善書・功過格の反映を見ることは可能だろう。下敷きとなつた善書・功過格を特定することは不可能である。そもそも、ある特定の善書・功過格が下敷きとなつたのではなく、宋元明期の多様な善書・功過格が作り上げた善書・功過格の思想や表現が右の二種の作品の表現となつたものであろう。そしてそれは善書・功過格の浸透の廣さと深さを物語ることにもなるであろう。

二

善書には善書がことさら強調する運命觀があつた。それによれば、人間には豫定された運命があるが、それは一定不變なのではなくて、本人の行爲次第で變化するという。このような運命觀は善書にだけ見られるものではなかろうが、善書においては特に強調され、勸善懲惡の理論的根據にされた。『袁了凡先生四訓』〔陰陽錄〕「立命之學」に次のように言う。

『書經』に「天はまこととしがたい、命は常なし」⁽¹⁵⁾と言ひ、「これ命常においてせず」というのは誑語ではない。私はこれではじめて、禍福は全て自分で求めるものというのが、聖賢の言であることを見つた。禍福は天の命ずるものとは、俗論であることを悟つた。書言、天難詶、命靡常。又言、惟命不于常。皆非誑語。我於是而知、凡稱禍福無不自己求之者、乃聖賢之言。若謂禍福惟天所命、則世俗之論矣。

このように運命は可變的だから、努力次第で希望通りになるといふ。同じく「立命之學」に次のように見える。

雲谷禪師が言われた。(以下全て雲谷禪師の語——小川)「運命は自分で作るもの、福は自分で求めるもの」というのは『詩』『書』に説くところでありまことに明訓である。わが佛典の中に、功名を求めれば功名が得られ、富貴を求めれば富貴が得られ、男女を求めれば男女が得られ、長壽を求めれば長壽が得られる、という。妄語は釋迦の大戒だから、諸佛菩薩が誑語して人を欺かれるはずがない。

〔雲谷禪師〕曰、命自我作、福自己求、詩書所稱、的爲明訓。我教典中說、求功名得功名、求富貴得富貴、求男女得男女、求長壽得

長壽。夫妄語乃釋迦大戒、諸佛菩薩、豈誑語欺人。

このように人間の運命は本人が創り上げるものであるが、その最終決定は天が行う。その決定のものとなるのがその人の行爲の總體であった。『袁了凡先生四訓』「謙德之効」の張畏嚴の條に言う。

道者が言つた。運命を決定するのは天であるけれど、その運命を築上げるのは自分である。努力して善事を行い、廣く陰徳を積み、その上意識して謙虚謹慎で、天命に従えば、どんな福でも得ることができる。

道者曰。造命者天、立命者我。力行善事、廣積陰徳、而又加意謙謹、以承休命、何福不可求哉。

この運命觀は、運命決定に自己參加を認めている點で、一見革命的とも見えるが、事實は決してそのようなものではなかつた。人間は一方的に與えられた倫理規程書=善書・功過格・不費錢功德例に従つて仕組になつていたから、人間に與えられた運命決定參加への權限は極めて限られたものであつた。しかしながら、この運命觀には、運命決定に、限られた範圍内ではあつたが人間の努力の餘地を認めた點では、宿命的運命觀と異つていた、ということはできよう。

これとは別に、善書では、人相が運命と不可分とすることも強調された。人相がその人の運命・性格・地位・身分などと相關關係にあるとする考えは古くからあつたことで、各種の相術はこの上に成立つものであつたが、これまた善書において強調された。『袁了凡先生四訓』「改過之法」に運命と容姿について次のように言う。

春秋の諸大夫が人の言動を觀察し、過失から禍を豫測したところ、はずれたことがなかつた。『左傳』『國語』等の書に明かであ

る。おおむね吉凶の兆候はまず心に芽生え、それが四體に顯われるのである。

春秋諸大夫見人言動、憶而談其過、禍福不驗者、左國諸紀可觀。

大都吉凶之兆、萌乎心而動乎四體。

このように、運命と人相が不可分で、かつ運命が變化するのであれば、當然人相も變化するものでなければならぬ。諺に、「心があつて相がないと、相は心に従つて生ずる。相があつて心がないと、相は心に従つて消える——有心無相、相逐心生、有相無心、相隨心滅」というのはこのことを言ったものである。

このような善書に特に強調された運命觀と人相觀は、小説に仕組むにはなかなか面白い題材で、「三言一拍」をはじめとして、明代の白話短篇小説では好んで取入れられた。『初刻』卷二十一「袁尚寶相術」、『續金童子』に見れるものである。

〔要旨〕 明の永樂年間のこと。王部郎の小童鄭興兒は主人の家に災難をもたらす相があると、高名な相士袁忠徹に言われたため解雇された。のち鄭興兒は二十兩餘りの銀が入った布包みを拾つた。職がなくその日の暮しにも困つていたが、それを持主に返した。その正直ぶりに感動した持主の鄭指揮は、子がなかつたこともあって鄭興兒を養子にした。興兒はやがて應襲指揮の職を得た。のち興兒が王部郎・袁忠徹に再會したときに忠徹は言った。「この子には滿面陰徳の紋がある。人命を救助したのでなければ遺失物を返してやつたに違ひない。「私が以前、この子には主人に災難をもたらす相があると言つたのは、あの時は事實であったが、その後、陰徳により運命が變り、それに伴つて相が變つたものであつて、私の相法が間違つていたわけではない」のち鄭興兒は父のあとを継いで遊擊將軍

を授けられた。

この話は、まさに前述した善書の運命觀・人相觀そのものであり、それを骨組にして小説を作り上げた觀がある。もともと、明の陸粲の『庚子篇』卷二「遷金童子」に見えるものであるが、『燕居筆記』卷十下層に引く『閱見雜錄』の「相法」に引かれているほか、付表に掲げた二種類の善書にも引かれていて、善書好みの話であつたことを窺わせる。

この種の作品は、『明言』卷九「裴晉公義還原配」入話の裴度のこと、『初刻』卷二十二「喬兌換胡子宣淫、顯報旋臥師入定」入話の劉堯舉のこと、『二刻』卷八「沈將士三千買笑錢、王朝議一夜迷魂陣」入話の丁湜のこと、について指摘することができる。付表に示したようないずれもみな善書に引かれているものである。「三言一拍」所收作品ではないが、『西湖二集』卷十五「文昌司憐才慢注祿籍」入話の陶穀のこと、正同の羅隱のこと、同卷二十四「認舊祿東獄種鬚」正同の周必大のことなど、いざれもこの種の作品の典型的なものである。

四

「三言一拍」を中心とする明代白話短篇小説に、善書の浸透が見られるることは上述の如くであるが、一方、同時にまたそこに反善書的な要素があることもまた見過しえない事實である。これらの小説において、戀愛や情事が好んで題材とされ、戒めのための反面教材という體裁はとるもの、情事の描寫に興味の重點がおかれたちなことが、その最たるものである。『金瓶梅』『如意君傳』『繡榻野史』『痴婆子傳』などはその代表的な例であろうが、「三言一拍」にもこの傾向の作品は少くない。『明言』卷二十三「張舜美燈宵得麗女」の入話・正文、

『通言』卷二十八「蔣淑眞刎頸鴛鴦會」の正文、『恒言』卷八「喬太守亂點鴛鴦譜」の正文、同卷二十三「金海陵縱欲亡身」の正文、同卷三十九「汪大尹火焚寶蓮寺」の正文、『二刻』卷三十八「兩錯認真姐私奔、再成交楊二郎正本」の正話などそれである。戀愛や色事が善書の最も強く戒めたものであることは自明のことの如くである。『太上感應篇』では「見他色美、起心私之」の罪惡なることを説き、『陰陽文』では「勿淫入之妻」女といい、『文章帝君陰陽文註案』の「勿淫人之妻女」の註に「諸惡業中、惟淫最大」とい、これが功名・壽命を失わしめるものとする。『太微仙君功過格』では「欲染室女節婦、爲三百過。成淫倍論。不係邪淫、而非其地、非其時、爲十過。見美色起心私之、爲十過。不起心而留盼者、爲一過」とい、『自知錄』では「污染親戚尼僧節婦爲八十過。舉意爲十過。染良家爲四十過。舉意爲五過。女婢爲十過。娼家爲五過」という。因みに『自知錄』では「害人一命爲百過、不死而病爲五十過」とする。『太微仙君功過格』では殺人の條はないが「救人一命爲百功」とするから、殺人には百過が與えられることになる。淫は萬惡の首であった。

次いで小説に顯著な反善書的要素は、輕薄子の恃才輕世の行爲を好んで取上げ、かつその描き方があまり否定的でないことである。文人才士や豪族が、その學識・才能・財産・勢力を恃んでする放浪不羈・輕世傲物・恃才輕世・不修小節などと評される行爲を描いた作品として次の例が指摘できる。『明言』卷十二「衆名姬春風弔柳七」・同卷三十一「閑陰司馬貌斷獄」・同卷三十二「遊鄧都胡母廸吟詩」・『通言』卷三「王安石三難蘇學士」・同卷二十六「唐解元一笑姻緣」・『恒言』卷二十九「盧太學詩酒傲王侯」・『初刻』卷十二「陶家翁大雨留賓、蔣震卿片言得婦」・『二刻』卷十二「硬勘案大儒爭閒氣、甘受刑俠女著

『通言』卷二十八「蔣淑眞刎頸鴛鴦會」の正文、『恒言』卷八「喬太守亂點鴛鴦譜」の正文、同卷二十三「金海陵縱欲亡身」の正文、同卷三十九「汪大尹火焚寶蓮寺」の正文、『二刻』卷三十八「兩錯認真姐私奔、再成交楊二郎正本」の正話などそれである。戀愛や色事が善書の最も強く戒めたものであることは自明のことの如くである。『太上感應篇』では「見他色美、起心私之」の罪惡なることを説き、『陰陽文』では「勿淫入之妻」女といい、『文章帝君陰陽文註案』の「勿淫人之妻女」の註に「諸惡業中、惟淫最大」とい、これが功名・壽命を失わしめるものとする。『太微仙君功過格』では「欲染室女節婦、爲三百過。成淫倍論。不係邪淫、而非其地、非其時、爲十過。見美色起心私之、爲十過。不起心而留盼者、爲一過」とい、『自知錄』では「污染親戚尼僧節婦爲八十過。舉意爲十過。染良家爲四十過。舉意爲五過。女婢爲十過。娼家爲五過」という。因みに『自知錄』では「害人一命爲百過、不死而病爲五十過」とする。『太微仙君功過格』では殺人の條はないが「救人一命爲百功」とするから、殺人には百過が與えられることになる。淫は萬惡の首であった。

芳名」などである。さらに『石點頭』第五卷「莽書生強圖鴛侶」・『西湖二集』卷三「巧畫生金鑑失對」・同卷十五「文昌司憐才慢注祿」・白話小説ではないが『剪燈新話』卷一「令狐生冥夢錄」・『剪燈餘話』卷一「何思明遊酆都錄」も、その顯著な例である。

『明言』卷三十一「閑陰司司馬貌斷獄」の司馬貌は不遇で、世の中の不公平は天の神の無能の故であるとして罵って冥界に連行されたが、その主張が認められて來世の富貴を約束された。この司馬貌の行為は、善書が戒めた「怨天尤地」に觸れるものである。「太上感應篇」では「怨天尤人、訶風罵雨」「毀人稱直、罵神稱正」は壽命を縮め殃を子孫に及ぼすものといい、『自知錄』では「遇失利及諸患難、動輒怨天尤人者一事爲三過」という。『通言』卷二十六「唐解元一笑姻緣」の唐寅は、すれちがつた船の腰元の笑顔に心奪われて、そのまま女のあとを追い、翌日にはその主人の華學士の家へ身分を偽って住みこみ、のちその腰元を手に入れた。その時の唐寅はすでに高名であったから、華學士に腰元の割愛を求めれば容易に承諾を得られたであろうに、それを敢てこのような行動をとったところに、小説の題材となり得た理由があつたのであろう。この唐寅の小節に拘わない、常軌を逸した直情徑行は、趙翼の『二十二史劄記』卷三十四「明中葉才子傲誕之習」に、明の中葉の士人の中に廣く見られた風潮であったことを、唐寅をも含めて指摘している。學識才能を誇つて王安石を輕じた『通言』卷三の蘇東坡、學識才能・財産・勢力を恃み知縣も眼中になかつた盧柟なども、當時のことばで輕薄と稱さる人物であった。

この輕薄は善書では恃才輕世・恃才傲物・放浪不羈・不修小節などといわれ、輕佻浮薄という一般的な意味に止まらない重大な惡とされた。『袁了凡先生四訓』「謙德之効」では謙虚を勧め、『功過格轉要』

卷九「與人格」の交接で「傲慢」に十過を與え、「文昌帝君丹桂籍靈驗記」（『丹桂籍』所收）では、殺生・邪淫と等しい惡で、これだけで科舉に落第するという。だから小説が好んでかかる輕薄子を題材にしたこと自體は必ずしも善書の關心と異なるものではなかつた。問題はその扱い方にあつた。善書ではこれを強く否定し惡としたが、小説では否定的ではあるものの、善書ほどには強くはなかつた。

『明言』卷三十の一司馬貌は天を罵り怨んだのに來世の富貴が約束されたり、『通言』卷二十六の唐寅は、その結婚が「今に至るまで吳中で風流の話柄として語り傳えられている」と言い、作者による批判は全くない。

『石點頭』卷五の莫誰何は放蕩で兩親を心配から病死させ、父一人娘一人の家庭からその娘を奪つて驅落ちをして、その父を終生悲歎の淵にいたのに、福建布政使に昇り、功なり名を遂げ、その二子も及第・任官したとする。『初刻』卷十二の蔣霆のごときは「輕薄」な言行で幸福な結婚を招いている。だから、小説は、善書と同様に、「輕薄」に特に關心を寄せたけれど、その扱いかたは善書とは異つていたと言わざるを得ない。

このようない行爲・同一倫理についての小説と善書の扱いかたの相違は、盜賊行爲・賭博殺狗・無錢飲食などについても見ることができよう。この扱いかたの相違は、小説と善書の本質的な相違にかかわるものであろうが、この故に小説は善書の激しい非難攻撃を招くことになつた。

五

「三言二拍」には、右に述べたように反善書的要素はあるけれど、しかしながら同時に廣く深く善書の影響が見られたこともまた上述し

た如くであった。小説の側はこのように善書への接近の姿勢を見せたが、善書の側では小説をどのように見ていたであろうか。

『太微仙君功過格』では「燒毀淫詞惡術等書、一卷爲十功」「撰邪戲不正之書、傳布一人爲一過、翻舊刻者減半」とい、『自知錄』では「著撰脂粉詞章傳奇等一篇爲一過、傳布一人爲二過、自己記誦一篇爲一過」「倣造野史小說戲文歌曲誣汚善良者一事爲三十過」とい、清初の『彙纂功過格』は「百過」編撰淫穢詞說。若以編撰射利、另論錢計過。出資刊刻者、計所費百錢一過。因而發賣取利、又計所得百錢一過」という。このように、小説はほとんど全ての善書・功過格において、編撰・印刷・販賣・閱讀がみな惡とされていた。

その最大の理由は、小説が戀愛・情事を好んで題材とする點にあつた。善書においては、小説は専ら色事を描くものと認識され、その故に讀者を墮落させる邪淫の書と評價された。明の劉宗周の『人譜類記』増訂五に引く張續孫の「戒人作淫詞」に次のようにいう。

今日の文人が惹起す禍殃には、異常なことが少くないが、その最たるものとして、淫穢なる詩詞を作り、小説を構成して風流の佳話と稱し、讀者の身心を動搖させ、本性まで損うことがしばしばあることである。その意圖はひたすら些細な利益を得ることにある。有識者はそれが蜃氣樓で、虛構の寓言であることは固り承知しているが、このような聰明達識の士は少く、世俗に従う主體性のない者が多い。このような人々は、現今文人才士がいかめしく書を作り、公刊され、閨房の醜事が公然と許されるのを見ると、生來か細いながらも良心をもつていて鬼神や人を畏れることのあつたこの人々も、忌み憚り畏れ謹む心を失つてしまふ。まして幼男童女は血氣がまだ定つていないから、このような詩詞小説を見れば、昆沌に七竅

を作つてやろうとしたことと同様に、その生命を失わしめるに至るであろう。その結果、小は一身を滅し、大は一家を滅すに至る。これは一體だれのせいか。私はすでに成人し、士林の末席に列しているのだから、これを放置しておいて、人々が盡く禽獸の道に追込まれるのを見過しえようか。天下に禍をなし人心を損うこと、これより甚しいものはない。司馬相如のように生活のためだといふのなら、長門賦を作るがよからう。なぜ過去の忠孝節義のことを小説に仕組まないのか。才を發揮するのがいけないといつているのではない。金もうけがいけないといつているのではない。どうして穢詞小說でなければならぬのか、といつているのである。口を開けば才子佳人・逢引密會ばかりでは、少しも新奇でなく、そこぶる紋切り型といふものだ。まして綺語は禍のもと、虚言は福を損うもの、人を誤らしめるだけでなく、自分をも誤らしめるものである。私はまさに淫詞小説の作者のために危ぶみ惜むものである。そこで憚ることなく世の人と共にこれを正さんとするのである。

この張繼孫の「戒人作淫詞」は善書家の意向を代弁していく好まれたらしく、のちの清代の『眞纂功過格』第七卷「與人格」・『功過格輯要』卷十一「與人格」・『同善錄』卷六などに收められている。

小説の價値や意義を、専らその倫理性や道徳教育という功用性の観點から捉えようとする善書側の發言に對して、小説の側も全く同じ立場に立つて反論した。勢いそれは迫力に缺けるものになつた。『二刻』卷十二「硬勸案大儒爭閒氣、甘受刑俠女著芳名」の冒頭に次のように言つ。

さてみなさん、從來の小説は風月を談じ異聞を述べて興を惹いたにすぎません。しかしながら、最も有益なのは世情を論じ因果を説

き、聽いた人が心に感ずるところがあつてふだんの邪念を改めるこそ、講釋師の道學心といふものでござりますのに、從來は道學が語られませんでした。「これから申し上げますことは、眞に道學を實行しえた女の物語でございます。」

前述した『通言』の無礙居士の序や扉にも「因果度世」「警世勸俗」は主張されていた。小説の側のこのような反省や主張に對しても善書の側の反論はきびしかつた。史擅臣の『願體集』に次のように言う。

……小説中にも寓意をもつて因果應報を説いているものもあるけれど、多くのばあい人は因果應報は読みとばしてしまい、半信半疑である。そのうえ人間は好色心が好德心よりも強いから、目の前にちらつかされるとだめになつてしまふ。どうか教化を任とされる君子諸君が、これらの淫詞は禁止破毀され、人民には經書史書だけを讀ませるようにしていただきたい。風俗を厚くし元氣を保つことも、聖世の善政なのでござりますから。

以上により「三言」二拍には廣く深く善書の浸透があることが明かになつたであろう。同時にまた一部の題材の扱いには反善書的な要素があつたことも明かになつたであろう。この反善書的要素の故に小説は激しく非難攻撃された。小説が、たゞまえは別として、その目的を娛樂におくかぎり、より廣範な讀者の要求に應ずるために色事を題材にするのも避けがたい一つの道であった。しかし優勢な善書支配の社會ではそのほんねが出せなかつたから、善書の勸善懲惡に假裝をめざるを得なかつた。それが假裝であるかぎり、善書の追及が續ぐのも當然であった。しかしながら、小説における善書の思想を全て假裝であるというのは事實に反するものであつた。善書の側はこの事實を

無視して、小説をひたすら邪淫の書として否定してきた。

注(1) 酒井忠夫『中國書の研究』(弘文堂、昭和三十五年八月)による。

なお、善書については、このほか、吉岡義豊『道教の研究』(法藏館、昭和二十七年三月)、同『道教と佛教 第二』(國書刊行會、昭和四十五年二月) 奥崎裕司『中國鄉村地主の研究』(汲古閣、一九七八年二月)

を参考にした。
(2) 以下小論で善書というばあいには、宋以後、とくに明・清に流行した勸善の書を廣く指す。必要に應じて善書一般とは別に功過格・不費錢功德例という言いかたもしたが、これらも善書の一部であることにはかわらない。

(3) 蓬左文庫藏、臺灣鼎文書局印行本による。

(4) ……隨西君海內騎士、與余相遇于棲霞山房、傾蓋莫逆各敍旅況、因出其新刻數卷佐酒、且曰尙未成書、子盍先爲我命名、余閱之、大抵如僧家因果說法度世之語、譬如村醪市脯、所濟者衆、遂名之曰警世通言、而從

矣其成、時天啓甲子歲月、豫章無礙居士題、

(5) 自昔博洽鴻儒兼採稗官野史、而通俗演義一種尤便於下里耳目、奈射利者專取淫亂大傷雅道、本坊恥之、效刻出自平平閭主人手授、非警世勸俗之語不敢滲入、庶幾木鐸老人之遺意、或亦上君不棄也、金陵乘善堂識、

「付表」前言「五使用テキスト」参照。

〔丹桂籍〕所收。『丹桂籍』については注(6)に同じ。

注(6)に同じ。

注(6)に同じ。

酒井前揭書第一章

吉岡前揭書第二章

(13) この部分、原文は「但不和佛生於西天竺、那要人栴檀粧塑」に作る。解しがたい。假にこのように譯した。

(14) 『丹桂籍』所收
咸有一德篇

康誥篇

『尚書』「尹訓」・『詩經』「大雅」「文王篇」

「法華經」「普門品」

(19) 宋の吳處厚『青箱雜記』卷第四(「碑海」所收)による。程大駿「双生始同終異錄」(「彙纂功過格」卷末所收)「相從心生、命由心造」。

(20) 「新刻增補全像無居筆記」(林近陽增補、萃慶堂刊、内閣文庫藏本)
『西湖二集』卷十五のこの問題については、拙論「西湖二集と善書」

(東方宗教、第五十一號、昭和五十三年六月)にやや詳しく述べた。

(22) 善書では「萬惡淫首」とか「萬惡淫爲首」とかいう言いかたが廣く行われた。『同善錄』(同光戊戌、李承福輯、東北大狩野文庫本)卷六などに多く見える。

(23) 明代白話短篇小説における輕薄と善書の問題については、拙論「輕薄」考——明代白話短篇小説と善書」(『加賀博士退官記念中國文史哲學論集』、昭和五十四年三月)で扱った。

(24) 内閣文庫藏本。この書の成立事情については、酒井前揭書第五章參照。

(25) この句、原文は「其意不過網取蠅頭耳」を作る。いま假にこのように譯した。

(26) 李士達輯、康熙丁酉唐孫華序、内閣文庫藏本。酒井前揭書第五章參照。

(27) 注(25)参照。

(28) 清、陳弘謀編『訓俗遺規』卷四所收。

(29) この句、原文「既以拂引於其前、鮮能謹持於其後」を作る。いま假に

このように譯した。

付表

一 「三言二拍」所收作品の入話・正文（正話・正回）で、善書・善書の注

釋書・勸戒性の濃厚な通俗類書に收められているばあいを指摘した。

二 指摘の対象は、同一故事（物語）を原則としたが、固有名詞が異つてゐる程度の同一構造・同一趣向の故事は取上げた。

三 調査した善書等には、明代のもののはか、清代のものも含めた。題材の共通性の指摘が目的だからである。

四 現存の善書等を網羅したものでは勿論ないが、小説と善書の關係を見る手がかりにはなりうるであろう。

五 使用テキスト

- 『觀戒圖說』（明、萬曆癸巳、鄒廸光撰書、内閣文庫藏本）○『國色天香』（明、萬曆丁亥、謝友可撰、萬樓刊、内閣文庫藏本）○『人譜類記』（明、劉宗周撰、國學基本叢書本）○『昨非菴日纂』（明、鄭瑄撰、筆記小說大觀本）○『日記故事大全』（寛文九年覆萬曆刊本和刻本、汲古書院「和刻本類書集成」本）○『勸懲故事』（明、汪廷訥編、「和刻本類書集成」本）○『廸吉錄』（明、顏光衷編、内閣文庫藏本）○『勸戒全書』（明、陳智錫編、内閣文庫本）○『太上感應篇圖說』（清、康熙三十三年甲戌王繼文序、嘉慶九年甲子重刊、東北大學狩野文庫本）○『文昌帝君陰陽文註案』（文政十二年蒼龍堂刊和刻本「丹籍篇」所收、東北大學本）○『陰陽文圖說』（嘉慶辛酉刊、東北大學本）○『暗室鑑』（道光二年汪桂月原序、東北大學本）
喻世明言（古今小説）

卷二 陳御史巧勘金鎖鉗

〔入話〕金孝が銀三十兩を拾い持主に返したところ、謝禮を惜んだ持主は落した銀は五十兩あったと主張した。そのため知縣が三十兩の銀はこの男が落したものではないと断じ、金孝に與えたこと。『太上感應篇圖說』「蔽人之善」付話

卷九 裴晉公義還原配

〔入話〕裴度が拾った玉帶を返して長壽と富貴を得たこと。①『日記故事大全』卷五 ②『廸吉錄』太集 ③『勸戒全書』卷七 ④『文昌帝君陰陽文註案』「近報則在自己」案第一話 ⑤『陰陽文圖說』貞卷「近報則在自己」

卷十 滕大尹鬼斷家私

〔正文〕倪太守が肖像畫に秘した遺言狀を滕大尹が發見し裁斷したこと。
①『勸戒全書』卷十二 ②『太上感應篇圖說』「減人自益」

卷三十二 遊鄧都胡母迪吟詩

〔入話〕秦檜天婦の東窗事犯のこと 『廸吉錄』平集

卷三十四 李公子救蛇獲稱心

〔入話〕孫叔敖が幼時に兩頭の蛇を殺して埋め富貴を得たこと。①『陰陽文』②『昨非菴日纂』卷三 ③『日記故事大全』卷六 ④『勸戒全書』卷十一 ⑤『陰陽文圖說』元卷「埋蛇享宰相之榮」

警世通言

卷五 呂大郎還金完骨肉

〔正文〕呂大郎が拾った金を返して誘拐された息子に再會し、(A)遭難船の乗客を救って三弟にめぐり会い、(B)呂大郎の妻を賣ろうとした次弟が自分の妻をつれて行かれたこと。(A)①『勸戒全書』卷六 ②『文昌帝君陰陽文註案』「救人之難」案第一話・同「廣行陰德」案第五話 ③『暗室鑑』下卷「善德鑑」(B)『文昌帝君陰陽文註案』「殆孤恤寡」案第九話

〔入話〕丞相王涯が失脚没落のち恵まれた食事が、かつてその屋敷から流れ出た米飯を乾飯にし保存しておいたものであったこと。①『人譜類記』増訂五 ②『昨非菴日纂』卷九 ③『太上感應篇圖說』「散棄五穀」案

卷十七 鈍秀才一朝交泰
〔入話〕呂洞賓が鍾離に仙術を學び曲折を経て仙人になったこと。①『廸吉錄』世集 ②『文昌帝君陰陽文註案』「欲廣福田須懲心地」案第一話

〔正文〕呂洞賓が鍾離に仙術を學び曲折を経て仙人になったこと。①『廸吉錄』世集 ②『文昌帝君陰陽文註案』「欲廣福田須懲心地」案第一話
初刻拍案驚奇

醒世恒言

卷一 兩縣令競義婚孤女

〔正文〕鍾離義が娘の陪嫁に買った女が前任の知事の娘であることを知り、自分の娘とし、實の娘よりも先に嫁にやり、その陰徳で二子を得たこと。

①『厚德錄』(宋、李元綱)卷一 ②『國色天香』卷五上層所引『廣陰德』
③『昨非菴日纂』卷三 ④『日記故事大全』卷六 ⑤『勸戒全書』卷七 ⑥『文昌帝君陰陽文註案』「憫人之孤」案第二話

卷六 小水澗天狐詔書

〔入話〕楊賈が黃雀を救って玉環を得たこと。①『日記故事大全』卷六 ②『廸吉錄』平集 ③『勸戒全書』卷八

卷十七 張孝基陳留認舅

〔正文〕張孝基が岳父から與えられた全財産を勘當された岳父の實子に與えたこと。①『勸戒圖說』卷三 ②『國香天香』卷五上層所引『厚德錄』 ③『日記故事大全』卷五 ④『勸懲故事』卷六 ⑤『廸吉錄』兆集 ⑥『勸戒全書』卷五 ⑦『太上感應篇圖說』「假借不還」付 ⑧『文昌帝君陰陽文註案』「上格蒼鶻」案第一話

卷十八 施潤澤灘頭遇友

〔入話〕(A)裴度還帶のこと (B)竇禹均が拾った金を返して五子を授り、長壽を得たこと。(A)前出 (B)①『文昌帝君陰陽文』本文「竇氏濟人高折五枝之桂」 ②『日記故事大全』卷五 ③『廸吉錄』太集 ④『陰陽文圖說』元卷

卷二十一 呂洞賓飛劍斬黃龍

〔入話〕喬兌換胡子宣淫 顯報施臥師入定

〔入話〕劉秀寧が鄉試首席及第の福分があったのに、催つた船頭の娘と情を通じて落第、のち改心して首席及第したこと。①『廸吉錄』兆集 ②『文昌帝君陰陽文註案』「勿淫人之妻女」案第十七話

卷十 韓秀才乘亂聘嬌妻 吳太守憐才主姻簿

〔正話〕宮女徵發のうわさに驚いた金朝奉が娘を韓子文と婚約させ、のちそのうわさが事實無根となり、婚約破棄を謀って失敗したこと。『太上感應篇圖說』「棄法受賂、以直爲曲、以曲爲直」の案。

卷十一 惡船家計賺假屍銀 狼僕人誤投眞命狀

〔正話〕王藩が生賣賣りを蹴って氣絶させたことを知った船頭の周四が、たまたま流れてきた屍體を生賣賣りに仕立てて王杰を殺人でゆすったが、一年後、生賣賣りが王家を訪ねて周四の惡計が露見したこと。『太上感應篇圖說』「恐嚇於他」の案。

卷十八 丹客半黍九還 富翁千金一笑

〔正話〕潘監生が丹術にこゝで丹客のペテンにかかり、時には色仕掛けで、時には持逃げされたり、時には丹客の師匠に祭り上げられて役所につき出されたりして、その財産を失ったこと。『太上感應篇圖說』「以惡易好」の案。

卷二十一 袁尚寶相勸勸名卿 鄭舍人陰刃効世爵

〔入話〕林善甫が拾った珠玉を返して科第したこと。『日記故事大全』卷五
〔正話〕鄭興善が主人に禍いを及ぼす相があるとして解雇され、のち拾った銀子を返して落し主の養子にされ出世したこと。①『廸吉錄』兆集 ②『勸戒全書』卷七

卷三十三 張員外義撫螟蛉子 包龍圖智賺合同文

〔入話〕 張翁が妾腹の子一飛に機智に富んだ遺言状を與え、遺産を女婿の横取りから守ってやったこと。『昨非菴日纂』卷十五

卷三十六 東廊僧怠招魔 黑衣盜奸生殺

〔正回〕 僧が驅落ちをしようとして殺された女の屍體のある井戸に落ち、捕えられて犯人にされかけたこと。『昨非菴日纂』卷一

二刻拍案驚奇

卷一 進香客莽看金剛經 出獄僧巧完法會分

〔入話〕 王曾の父が字紙を敬惜して子を授つたこと。①『勸戒圖說』卷三

②『人譜類記』増訂五 ③『日記故事大全』卷六 ④『勸懲故事』卷五 ⑤

『勸戒全書』卷七 ⑥『文昌帝君陰陽文註案』「勿淫人之妻女」案第十七話

⑦『暗室燈』重刻暗室燈「惜字良法」

卷八 沈將士三千買笑錢 王朝議一夜迷魂陣

〔入話〕 丁湜が狀元及第の福分があつたのに、賭博で友人の金をまき上げて

その福分が失われ、改心して六位で及第したこと。①『廻吉錄』太集 ②

『太上感應篇圖說』「耗人貨財」の付（引『感應篇集註』） ③『文昌帝君陰陽文註案』案第二話

卷十 趙五虎合計挑家鬪 莫大郎立地散神奸

〔正話〕 莫翁が下女に手を出して妊娠させ妻の嫉妒をおそれて帶胎のまゝ湯粉屋に嫁にやる。のち莫翁が死ぬと、無頼漢がその下女の生んだ子に莫翁の遺産を分けさせて甘い汁を吸おうとしたが、莫大郎があつさりと弟を認知して引どつたために無頼漢の悪計が失敗したこと。『勸戒全書』卷九

卷十五 韓侍郎婢作夫人 顧提控掾居郎署

〔入話〕 徽州の商人が、官糧を拂えず入水自殺をしようとした母子を助けて金を與え、その夜訪れたその夫婦の應對に出て、倒壊した壁の下敷きになる

のを免れたこと。①『人譜類記』増訂五 ②『昨非菴日纂』卷二十 ③『勸懲故事』卷六 ④『勸戒全書』卷五 ⑤『文昌帝君陰陽文註案』「修善修福」

案第三話 ⑥『暗室燈』下卷 「善德鑑」

〔正話〕 顧芳が盜賊の濡れ衣をさせられた餅屋の江容を救い、禮にと娘の愛娘を妻に贈られたが拒否して送りかえす。のち韓侍郎の夫人となつた愛娘に再會、韓侍郎の推薦で禮部主事を授けられたこと。『勸戒全書』卷七

卷二十四 菴内看惡鬼晉神 井中談前因後果

〔正話〕 元自實が證文を取らずに繩千戸に銀三百兩を貸し、のち落魄して繩千戸に援助を求めて拒否され、殺そうとしたが思い止まつたこと。①『昨非菴日纂』卷二十 ②『廻吉錄』太集 ③『勸戒全書』卷十一 ④『文昌帝君陰陽文註案』「諸惡莫作衆害奉行」案第四話

〔付記〕 小論は日本中國學會大會第三十回大會（昭和五十三年十月・於櫻美林大學）において發表した「明代白話短篇小說と善書」に手を加えたものである。